【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書】

※　機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
※　金額を記載する欄には、「￥」や「円」を記載しないでください。
※　誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
※　「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
※　「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	「令和」又は「５」
平成	「平成」又は「４」

※　「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	０
無効	１

備　考

1　この支払調書は、居住者及び内国法人に支払う法第 204 条第１項各号及び法第 174 条第 10 号に掲げる報酬、料金、契約金又は賞金について使用すること。

2　この支払調書の記載の要領は、次による。

(1)「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号を記載すること。

(2)「区分」の欄には、原稿料、さし絵料、作曲料、翻訳料、通訳料、脚本料、著作権、工業所有権の使用料、放送謝金、講演料、教授料、映画及び演劇の俳優、弁護士、外交員、ホステス等の報酬又は料金、診療報酬、契約金、広告宣伝のための賞金のように記載するとともに、印税については、書きおろし印税とその他の印税との別をも記載すること。

(3)「細目」の項には、印税については書籍名を、原稿料及びさし絵料については支払回数を、放送謝金、映画及び演劇の俳優等の出演料については出演した題名等を、教授料についてはその教授に係る講座名等を、弁護士等の報酬又は料金については関与した事件名等を、広告宣伝のための賞金についてはその賞金の名称等を、それぞれ記載すること。

(4)「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。

(5)「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないため徴収していない税額があるときは、これを内書すること。

(6)　診療報酬のうち次に掲げるものについては、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。

(ｲ)　家族に係るもの　その旨及びその金額

(ﾛ)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 36 条の９第１項に規定する流行初期医療の確保に要する費用が含まれているもの　その旨及びその費用の額

(7)　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第８条第１項又は第９条第２項の規定により法第 204 条の規定による徴収を猶予した所得税の額がある場合には、その旨及びその所得税の額を「摘要」の欄に記載すること。

(8)　次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。

(ｲ)　広告宣伝のための賞金が金銭以外のものである場合　その旨及びその種類その他の明細

(ﾛ)　支払を受ける者が法第 206 条第１項に規定する証明書の交付を受けている者その他法の規定による源泉徴収の規定の適用を受けない者であるため所得税の徴収をしなかった場合　その旨

3　合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。